

2024年（令和6年）度事業報告書

2024年（令和6年）度事業は、新型コロナウイルス感染症が落ち着き、ほぼ平常に戻り、各種講習は計画通り開催することができました。

法令改正に伴い2024年4月1日から選任が必要となった、取り扱い・譲渡提供事業場向け1日講習の化学物質管理者研修、保護具着用管理責任者講習は盛況であったものの、製造事業場向け2日講習の化学物質管理者専門的講習の勢いは収まってきました。

技能講習については法令改正により溶接ヒュームが特定化学物質に該当することとなり、急増していた特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の受講者は、歳月の経過と共に落ち着きをみせ2024年度は計画通りに進めることができました。また、石綿作業主任者技能講習については、2024年度始めは受講者数が多かったものの、次第に落ち着いてきました。

一方で、新たに開講した騒音障害防止対策管理者への教育、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習は、一定の受講者数を確保できました。

さらに2月には働き方改革の推進について名古屋南労働基準監督署との共催、中部経済産業局、愛知県、名古屋南公共職業安定所の後援を得て「2024年問題について考えるシンポジウム」を開催しました。協会初の試みでしたが、シンポジウムには多くの方に参加いただき、協働宣言に賛同していただきました。

その結果、有料講習とシンポジウムや無料セミナー等の参加者数は8,008名となり、2023年度と比べ101%となりました。

また、名古屋南労働基準監督署、愛知労働局、愛知産業保健総合支援センターなど行政の協力を得ながら労働災害防止の推進、働き方改革の推進に努めました。労働災害防止については、愛知労働局の第14次労働災害防止推進計画の重点課題であるリスクアセスメントの研修、化学物質・粉じん対策の説明、労務管理、メンタルヘルスなどの講習会・セミナーを開催し事業場の要望にお応えしながら進めてまいりました。

労災保険、雇用保険に係る労働保険関係事業は、円滑適正な運営に努めた結果、労働保険事務組合委託件数、建設自営業者組合員数ともに増加しました。

会員事業場からの要望に応えながら計画通り講習会を開催した結果、2024年度は過去最高となった2023年度に次ぐ決算となりました。

以下に、2024年度に実施した結果を部会別に纏めました。

1. 会 員

- ◎ 会員数（2025年3月31日現在） 1,067社
（2024年度始め1,074社＋入会25社－退会32社＝1,067社）

2. 労働保険事務組合等

- ① 労働保険事務組合委託件数（2025年3月31日現在） 721件
（2024年度始め690件＋委託50件－脱退19件＝721件）
② 建設自営業者組合組合員数（2025年3月31日現在） 106名
（2024年度始め92名＋加入26名－脱退12名＝106名）

3. 協会報SOUTHみなみ発行

- ◎編集委員（役員事業場及び名古屋南労働基準監督署）や社会保険労務士等の協力により、内容の充実をはかりながら毎月1回発行し、労働行政に係わる最新情報を会員事業場に提供することができました。

4. 2024年度 事業報告（各部会別）

総務部会

(2024年4月1日～2025年3月31日)

部会名	基 本 方 針	事 業 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計 画 回 数	実 施 回 数	参 加 者 数
総 <																	

安全部会

(2024年4月1日～2025年3月31日)

[illegible]

衛 生 部 会

(2024年4月1日～2025年3月31日)

部会名	基 本 方 針	事 業 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	計画 回数	実施 回数	参加者数	
衛 生 部 会	第 1 4 次労働災害防止推進計画に 基づく健康確保対策の推進 ・労働者の健康確保対策の推進 a メンタルヘルス対策 b 過重労働対策 c 産業保健活動の推進 ・化学物質等による健康障害防止 対策の推進 a 化学物質による健康障害防止 b 石綿、粉じんによる健康障害 防止 c 熱中症、騒音による健康障害 防止 d 電離放射線による健康障害防 止 ・安全衛生管理体制、安全衛生活 動の強化 a リスクアセスメント普及促進 b 労働安全衛生マネジメントシ ステムの普及 安全衛生関係改正法令への対応 会報やホームページでの周知、 教育 安全衛生教育の充実 法改正等に対応した適時の教育 愛知県下各労働基準協会との連携 強化 愛知労働基準協会講習会受付協力	部 会								23					18	2 回	2 回	—
		技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	17. 18. 19 22		19. 20. 21 24		21. 22. 23 26		16. 17. 18 21		18. 19. 20 23		19. 20. 21 25		6 回	6 回	358 名
			有 機 溶 剤 作 業 主 任 者		8. 9	10. 11	18. 19		5. 6 26. 27	7. 8	5. 6	3. 4	16. 17	6. 7 26. 27	4. 5 17. 18	12 回	13 回	629 名
			特定化学物質及び四アルキル鉛等 作 業 主 任 者	15. 16	23. 24	27. 28	22. 23 25. 26		11. 12	24. 25	27. 28	9. 10	27. 28		10. 11	11 回	11 回	585 名
			石 綿 作 業 主 任 者	25. 26	13. 14 30. 31	5. 6 13. 14	8. 9	27. 28	17. 18	3. 4 30. 31	18. 19	11. 12	20. 21	4. 5	6. 7	15 回	15 回	710 名
			金属アーク溶接等作業主任者限定	23			31		19		12			14		5 回	5 回	258 名
		安全衛生法定教育	安全衛生推進者養成講習会	11. 12		6. 7		7. 8		10. 11		5. 6		17. 18		6 回	6 回	253 名
			衛生推進者養成講習会						2						3	2 回	2 回	33 名
			化学物質管理者専門的講習	23. 24		25. 26		28. 29		22. 23		24. 25		24. 25		6 回	6 回	67 名
			化 学 物 質 管 理 者 研 修		25 27		5		13		8		29		14	6 回	7 回	299 名
			保護具着用管理責任者教育	10	29	1 12 14	17	5	11 30	30	11	20	22	17	19	9 回	15 回	739 名
			粉 じ ん 作 業 特 別 教 育					2			27			14		3 回	3 回	68 名
			酸素欠乏等危険作業特別教育				1					11				2 回	2 回	81 名
			新 入 社 員 安 全 衛 生 教 育	3 5 8												3 回	3 回	111 名
			雇 入 時 安 全 衛 生 教 育							2						1 回	1 回	20 名
			振動工具取扱作業者安全衛生教育							9				17		1 回	2 回	57 名
			有機溶剤業務従事者安全衛生教育							9						1 回	1 回	23 名
			熱 中 症 予 防 管 理 者 研 修		29											1 回	1 回	28 名
			騒音障害防止対策の管理者に対する 労 働 衛 生 教 育		16		11						16			3 回	3 回	87 名
		熱 中 症 予 防 教 育		20												1 回	1 回	41 名
		化 学 物 質 ・ 粉 じ ん 対 策 説 明 会						17								1 回	1 回	29 名
		メンタルヘルスセミナー												○ → 13		0 回	1 回	21 名
		衛生管理者受験準備勉強会	16. 17		17. 18	25. 26		4. 5		6. 7		23. 24				6 回	6 回	114 名
		労働安全衛生スキルアップセミナー							16	28						2 回	2 回	23 名
		愛 知 産 業 安 全 衛 生 大 会				4										1 回	1 回	44 名
		全 国 産 業 安 全 衛 生 大 会									13～15					1 回	1 回	—
		全 国 労 働 衛 生 週 間 説 明 会						3 4								2 回	2 回	142 名
		全国労働衛生週間準備期間協力						1～30								1 回	1 回	—
		全 国 労 働 衛 生 週 間 協 力								1～7						1 回	1 回	—
		職 場 の 年 末 安 全 衛 生 推 進 運 動										1～31				1 回	1 回	—
		愛知産業保健総合支援センター事業協力														1 回	1 回	—
		← 通 年 →															合計	113 回

(2024年4月1日～2025年3月31日)

部会名	基 本 方 針	月 別 事 業 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計 画 回 数	実 施 回 数	参 加 者 数	
労 災 部 会	労災補償対策の推進 ・ 労働保険料等の適正徴収の推進 ・ 労災かくしの排除対策の推進 ・ 脳・心臓疾患の労災認定基準等の周知 労働保険事務組合の委託促進 ・ 迅速な事務処理、適正な対応 建設自営業者組合の加入促進 ・ 迅速な事務処理、適正な対応 労災関係団体との協力	部 会							23					18	2 回	2 回	－	
		労 災 保 険 実 務 講 習 会									18					1 回	1 回	60 名
		労働保険事務組合取扱業務	年 度 更 新 業 務	←→												1 回	1 回	－
			概 算 第 1 期 業 務	←→												1 回	1 回	－
			概 算 第 2 期 業 務					←→								1 回	1 回	－
			概 算 第 3 期 業 務								←→					1 回	1 回	－
		年 度 更 新 準 備 期 業 務												←→		1 回	1 回	－
		雇用保険被保険者に関する業務	← 通年 →													1 回	1 回	－
			適 用 に 関 す る 業 務	← 通年 →													1 回	1 回
		建設自営業者組合取扱業務	← 通年 →													1 回	1 回	－
		労働保険加入促進	← 通年 →													1 回	1 回	－
		労働保険申告書集合受付協力			←→											1 回	1 回	－
	労働保険適用促進月間協力									1～30					1 回	1 回	－	
															合計	14 回	14 回	60 名
	◎労働保険事務組合委託件数 2025年 3月末 721 年度始め 690 (+31、委託 50、脱退 19)																	
◎建設自営業者組合員数 2025年 3月末 106 年度始め 92 (+14、加入 26、脱退 12)																		

労 務 管 理 部 会

(2024年4月1日～2025年3月31日)

部会名	基 本 方 針	月 別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計 画 回 数	実 施 回 数	参 加 者 数	
労 務 管 理 部 会	「働き方改革」の推進 働き方改革関連法の周知 働き方改革推進企業への支援 過重労働防止・長時間労働削減対策 ・長時間労働の抑制、時間外労働の上限規制に向けた取組の推進 ・労働時間管理の適正化 ・時間外労働の上限規制適用猶予の事業者（建設事業、自動車運転、医師）への法改正周知	部 会							23					18	2 回	2 回	—	
		ビ ジ ネ ス マ ナ ー 研 修	4 5 8							3						4 回	4 回	137 名
		労 務 管 理 講 習 会						○→30				○→26				2 回	2 回	116 名
		労 務 管 理 ス キ ル ア ッ プ セ ミ ナ ー				5			25			10				3 回	3 回	74 名
		ハ ラ ス メ ン ト 防 止 対 策							○→10							1 回	1 回	22 名
		2024年問題について考えるシンポジウム											3			0 回	1 回	186 名
		過 重 労 働 解 消 キ ャ ン ペ ー ン									1～30					1 回	1 回	—
		労働・安全衛生等情報の普及啓発	← 通年 →												1 回	1 回	—	
		各 労 働 基 準 協 会 事 業 協 力	← 通年 →												1 回	1 回	—	
																合計	15 回	16 回
	管 理 部 会	一般労働条件の確保・改善対策の推進 ・法定労働条件確保対策の推進 ・賃金不払い・解雇等に対する的確な対応の推進 ・労働契約に関する基本的なルールの周知徹底 ・未払賃金立替払制度の周知 ・最低賃金・家内労働対策の推進 ・関係法令の周知																
		総合的ハラスメント対策の推進																
		派遣労働者、パートタイム労働者、有期雇用労働者等の適正な労働条件の確保対策の推進																
		仕事と家庭の両立支援 ・改正育児・介護休業法の周知 ・男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、女性活躍推進法周知 ・パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正周知 ・治療と仕事の両立支援																
														5 部会合計		8,008 名		

1. 各部会の計画の他、会員事業場の要望による講習会、研修会等、又、法令の改正等、周知徹底の必要のある場合、専務理事 事務局長の判断によりこれを実施することがある。
2. 業務の都合により、日程を専務理事 事務局長の判断により変更することがある。